

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年12月25日
【事業年度】	第61期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 誠
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 岡島 史幸
【最寄りの連絡場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 岡島 史幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月	平成29年 9月
売上高 (千円)	-	-	-	-	7,153,537
経常利益 (千円)	-	-	-	-	337,526
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	-	316,776
包括利益 (千円)	-	-	-	-	338,213
純資産額 (千円)	-	-	-	-	4,997,652
総資産額 (千円)	-	-	-	-	8,192,762
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	915.25
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	58.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	61.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	6.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	13.80
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	384,778
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	48,617
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	259,370
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	2,410,662
従業員数 (人)	-	-	-	-	215
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(47)

(注) 1. 第61期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月	平成29年 9月
売上高 (千円)	5,045,945	10,302,001	6,161,854	7,918,313	7,153,537
経常利益又は経常損失 (千円)	228,914	422,623	136,692	335,436	344,833
当期純利益又は当期純損失 (千円)	365,541	422,381	114,155	261,220	324,084
持分法を適用した場合の投資利益又は損失 (千円)	197,393	126,422	65,483	1,814	-
資本金 (千円)	963,230	963,230	963,230	963,230	963,230
発行済株式総数 (株)	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490
純資産額 (千円)	4,246,936	4,670,466	4,496,779	4,707,127	4,975,254
総資産額 (千円)	7,212,969	10,617,018	7,951,933	8,086,252	8,168,584
1株当たり純資産額 (円)	777.76	855.33	823.52	862.05	911.15
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	12.00 (-)	10.00 (-)	15.00 (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	66.94	77.35	20.91	47.84	59.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.9	44.0	56.5	58.2	60.9
自己資本利益率 (%)	-	9.5	-	5.7	6.7
株価収益率 (倍)	-	7.94	-	17.30	13.50
配当性向 (%)	-	15.5	-	31.4	16.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,243,443	645,353	1,078,219	998,883	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	249,291	338,441	141,995	175,188	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	428,982	1,331,778	1,124,660	456,303	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	489,157	1,514,052	1,609,632	2,326,949	-
従業員数 (人)	211	212	219	215	212
(外、平均臨時雇用者数)	(20)	(43)	(43)	(40)	(47)

- (注) 1. 第61期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第58期、第60期及び第61期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第57期及び第59期は1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第57期及び第59期の自己資本利益率、株価収益率並びに配当性向については当期純損失が計上されているため記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	事項
昭和31年10月	奈良県大和高田市旭南町に資本金 800千円をもって、(株)高鳥機械製作所を設立。繊維機械の製造・販売を開始。
昭和39年 5月	商号を(株)タカトリ機械製作所に変更、奈良県大和高田市旭南町に新社屋竣工。(平成18年4月売却)
昭和43年 3月	奈良県橿原市新堂町に橿原工場(現 本社工場)を新設。
昭和43年 5月	ツマ先自動縫製機トウクローザーを開発。
昭和47年 3月	股上自動縫製機ラインクローザーを開発。
昭和47年 4月	大阪支店(大阪市東区)を開設。(平成3年6月廃止)
昭和47年 5月	海外代理店と契約を行い、本格的輸出を開始。
昭和48年 3月	東京営業所(東京都中央区)を開設。(昭和50年3月廃止)
昭和48年 5月	関連会社広栄商事(株)を設立。(後にタカトリ機工(株)に商号変更)
昭和53年 2月	関連会社(株)タカトリサービスセンターを設立。
昭和53年 6月	東京重機工業(株)(現JUKI(株))と「ポケット口自動縫製機」の製造販売で技術提携を行い、アパレル機器分野に進出。(平成18年3月技術提携解消)
昭和58年10月	半導体機器分野に進出。
昭和60年 9月	関連会社(株)タカトリハイテック、子会社(株)タカトリセイコーを設立。
昭和60年 9月	東京営業所(東京都調布市)を開設。
昭和61年 6月	全自動ウェーハ表面保護テープ貼り機・剥し機であるATM・ATRMを開発。
昭和61年10月	商号を(株)タカトリに変更。
昭和61年12月	米国デラウェア州に子会社タカトリインテックコーポレーションを設立。(平成3年9月解散)
昭和62年 7月	奈良県ハイテック工場団地協同組合(現 代表理事 岡島史幸)を設立。
昭和63年11月	東京営業所を埼玉県大宮市に移転。
昭和63年12月	橿原新工場竣工(現 本社工場)。
平成元年 3月	アパレル自動裁断システムTACを開発。
平成元年 4月	液晶機器であるTAB圧着機を開発。
平成2年 4月	MWS(マルチワイヤーソー)を開発。
平成2年 7月	橿原事業所新社屋竣工(現 本社)。
平成3年 8月	液晶モジュールの組立開始。(平成17年3月液晶モジュール組立事業廃止)
平成4年 2月	(株)タカトリハイテック、(株)タカトリセイコーを吸収合併。
平成5年 1月	タカトリ機工(株)、(株)タカトリサービスセンターを吸収合併。
平成5年 9月	第三者割当増資を実施、資本金 663百万円となる。
平成6年 1月	本社を奈良県橿原市新堂町に移転。
平成8年 4月	九州営業所(熊本県菊池郡)を開設。(平成19年8月熊本県合志市に移転)
平成10年 3月	本社工場増築竣工。
平成11年12月	液晶機器事業部門を本社及び本社工場から高田工場に移転。(平成14年4月本社及び本社工場に移転)
平成12年 4月	大阪証券取引所新市場部上場。一般募集による増資により、資本金924百万円となる。
平成12年 4月	台湾に子会社台湾高鳥股份有限公司を設立。(平成15年7月解散)
平成12年10月	東京営業所を東京支店に昇格。
平成13年 5月	東京支店を東京都中央区に移転。(平成14年4月廃止)
平成13年 5月	上海駐在員事務所を開設。(平成14年5月閉鎖)
平成13年10月	大阪証券取引所市場第二部に指定。
平成16年 4月	中国・上海市に上海高鳥機電科技有限公司を設立。(平成21年5月全持分譲渡)
平成17年10月	設立50周年を期に企業理念改訂。
平成18年 1月	戦略的コア技術として「7つのコア技術」を明確化、技術開発スローガンの設定。

年月	事項
平成20年 2月 平成20年 4月	株式会社エムテーシーの株式を取得し（出資比率34.6%）関連会社化し、業務提携を開始。 ウインテスト株式会社の第三者割当増資を引受け（出資比率43.7%）関連会社化し、業務提携を開始。（平成27年 6月業務提携を解消）
平成22年 4月 平成22年 6月	経済産業省「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」に参加。 経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択。
平成22年 6月 平成24年 2月	MWS（マルチワイヤーソー）展示場「スライシングラボ」を設置。 MWS（マルチワイヤーソー）の開発において「第4回ものづくり日本大賞」特別賞受賞。
平成24年 6月 平成25年 1月	徳島県工業技術センターが所管する産業技術共同研究センター内に徳島研究所を開設。 本社内に新工場竣工。
平成25年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第二部から東京証券取引所市場第二部に指定。
平成25年10月	医療機器分野に進出。
平成27年 6月	医療機器製造業登録並びに第一種医療機器製造販売業許可を取得。
平成28年 8月	厚生労働省より医療機器の製造販売承認を取得。
平成29年 4月	高鳥（常熟）精密機械有限公司（現・連結子会社）を設立

### 3【事業の内容】

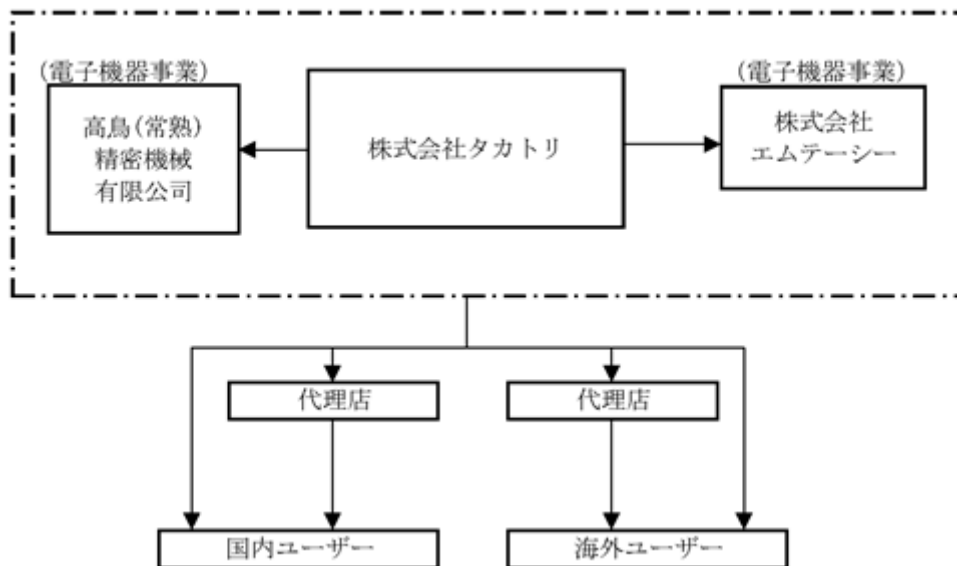
当社グループは、当社と関係会社より構成されており、電子機器及び繊維機器、医療機器の開発、製造、販売を主たる業務としております。

なお、下記の事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社グループの事業内容及び当社グループの当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

- (1) 電子機器事業... 主要な製品は、液晶製造機器、半導体製造機器、マルチワイヤーソーであり、当社グループが製造、販売を行っております。
- (2) 繊維機器事業... 主要な製品は、自動裁断機であり、当社が製造、販売を行っております。
- (3) 医療機器事業... 主要な製品は、難治性胸腹水の外来治療を可能とするモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置であり、当社が製造、販売及び開発を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) 高鳥(常熟)精密機械有限公司 (注)	中国 江蘇省常熟市	200百万円 (1,800千 米ドル)	電子機器事業	100.0%	・電子部品製造装置の 製造、販売
(関連会社) 株式会社 エムテーシー	さいたま市大宮区	100百万円	電子機器事業	37.14%	・技術の共同研究 ・製品の共同開発

(注) 特定子会社に該当しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
電子機器事業部	147 (22)
繊維機器事業部	14 (3)
医療機器事業部	8 (3)
全社(共通)	46 (19)
合計	215 (47)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社(共通)は、特定の事業に区分できない管理部門等の従業員であります。

##### (2) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
212名(47名)	43歳2ヶ月	17年9ヶ月	5,495,288

セグメントの名称	従業員数(名)
電子機器事業部	144 (22)
繊維機器事業部	14 (3)
医療機器事業部	8 (3)
全社(共通)	46 (19)
合計	212 (47)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)は、特定の事業に区分できない管理部門等の従業員であります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。前事業年度において連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

#### (1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、米国では企業の生産活動の回復に連動して企業収益が改善する中、設備投資が緩やかに持ち直し、景気回復基調が続いております。欧州においても、欧州中央銀行の金融緩和策や新興国・資源国景気の持ち直しを受けた輸出増加や設備投資の拡大が下支えに作用し、ユーロ圏景気は堅調な拡大が続いております。その一方、中国経済は安定成長を優先した当局の景気下支え政策等により安定成長を続けているものの、産業構造改革の影響を受け、景気は今後緩やかな減速に向かう見通しであります。

一方、わが国経済は、内需の伸びにより設備投資や省力化投資が活発化しており、景気は緩やかな回復基調の動きが見られるものの、設備投資はストック循環の観点からはピークアウトが近いとみられ、依然として先行きに不透明感を抱えた状況にあります。

このような経済環境の中、当社グループが関わる電子部品業界においては、中国でのスマートフォン販売の減速を受けて電子部品需要は伸び悩みましたが、IoT、車載関連機器等の輸出拡大に牽引され、底堅い推移が続いております。

このような状況の中、電子機器事業では全体的に低調に推移いたしました。また、繊維機器事業につきましても低調に推移いたしました。

損益面につきましては、製造コストの低減及び諸経費の圧縮に努めた結果、当連結会計年度の売上高は71億53百万円となり、営業利益は2億30百万円、経常利益は3億37百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億16百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (電子機器事業)

液晶製造機器では、スマートフォン及びタブレット等の高機能端末市場が堅調であったものの、国内外の大手液晶パネルメーカー及びMEMSメーカー（受託生産企業）が設備投資を先送りにしたことにより、小型液晶パネル用偏光板貼り付け機並びにその周辺機器の需要が低調に推移いたしました。このような状況の中、販売額は減少いたしました。

半導体製造機器では、MEMS関連電子部品メーカー向け量産装置、センサー向け量産装置、スマートフォン関連電子部品メーカー向け量産装置の需要が前期の反動から低調に推移いたしました。このような状況の中、販売額は減少いたしました。

MWS（マルチワイヤソー）では、LED関連および車載、家電などのパワーデバイス市場が活発となり、北米および欧州が好調に推移いたしました。このような状況の中、販売額は増加いたしました。

その結果、売上高は66億84百万円、セグメント利益3億84百万円となりました。

#### (繊維機器事業)

繊維機器事業では、国内アパレル業界において設備の更新、増設が先送りされる状況が続いており、ものづくり補助金の採択量の減少も影響し、アパレル向けの裁断機の販売については低調に推移しました。一方、炭素繊維業界向けの裁断機並びに自動車業界向けの裁断機、産業部品向けの裁断機に関しては、新しい顧客向け装置の出荷を始めております。また、縫製工場向けの自動縫製機器についても販売に移行できました。このような状況の中、販売金額は減少いたしました。

その結果、売上高は4億58百万円、セグメント損失29百万円となりました。

#### (医療機器事業)

医療機器事業においては、前期に厚生労働省より製造販売承認を取得した「胸腹水濾過濃縮装置T-CART」につきましては、臨床データを十分に集めるべき性格の製品と考えており、現在、販売先を限定し、市販後臨床調査をきわめて慎重に行っております。また、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が推進する課題設定型産業技術開発費助成金（平成27年度中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業）を活用し、研究開発活動を行っていましたが、本助成事業は、平成29年2月末日をもって完了いたしました。なお、従来の装置開発技術を活かし、特殊用途の医療機器製造装置を受注、販売いたしました。

その結果、売上高は10百万円、セグメント損失1億24百万円となりました。



(2) 財政状態に関する分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、81億92百万円となりました。

流動資産は、55億18百万円となりました。主な内訳は現金及び預金24億36百万円、受取手形及び売掛金21億98百万円であります。

固定資産は、26億73百万円となりました。主な内訳は建物および構築物13億18百万円、土地7億81百万円、投資有価証券1億6百万円であります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、31億95百万円となりました。

流動負債は、29億73百万円となりました。主な内訳は電子記録債務11億58百万円、短期借入金6億円であります。

固定負債は、2億21百万円となりました。主な内訳は長期借入金1億55百万円、資産除去債務30千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、49億97百万円となりました。主な内訳は資本金9億63百万円、資本準備金13億52百万円、利益剰余金26億60百万円であります。

この結果、自己資本比率は61.0%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、24億10百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は3億84百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が3億38百万円、売上債権の増加額が2億65百万円、たな卸資産の減少額が1億98百万円、減価償却費が1億48百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は48百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出20百万円、定期預金の預入による支出15百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は2億59百万円となりました。これは主に、短期借入れによる収入3億円がございましたが、長期借入れの返済による支出2億62百万円、短期借入れの返済による支出2億円等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
電子機器事業	6,451,122	-
繊維機器事業	458,601	-
医療機器事業	10,864	-
合計	6,920,587	-

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

### (2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
電子機器事業	6,711,797	-	2,054,847	-
繊維機器事業	406,431	-	45,010	-
医療機器事業	10,864	-	-	-
合計	7,129,092	-	2,099,858	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
電子機器事業	6,684,072	-
繊維機器事業	458,600	-
医療機器事業	10,864	-
合計	7,153,537	-

(注) 1. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
Grinding Technology, Inc.	846,283	11.8

2. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「創造と開拓」の社是と「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」の企業理念のもと、ユーザーニーズを先取りした新規特徴製品の開発、高精度・高品質を目指した高付加価値製品の開発及び将来成長が期待できる製品の創出を行う「開発先行型企業」を目指しております。

#### (2) 経営戦略等

当社グループの中長期における経営戦略は、ますます厳しさを増すグローバル競争に勝ち抜くため、原価力の強化を重要課題の一つとして位置づけ、中国での現地生産及び海外調達比率を高めるなど更なる高収益体質づくりを推進することにより、売上・収益ともに県下ナンバーワン企業へと発展することを目指します。

また、基本方針といたしましては( )顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う( )オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う( )組立、調整、サービスに力点を置いたモノづくりを行うを掲げて、企業価値をより一層高めるとともに確固たる企業基盤を築き、当社の経営ビジョンであります「信頼されるタカトリ」を目指します。

##### コア技術の更なる強化

当社グループの戦略的コア技術である「7つのコア技術」(貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空)の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T” Technology Trust Teamwork」のもと、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに( )有望事業機会を目指した技術力の強化( )強い技術の他製品への水平展開( )他社との技術提携及び協業化による新製品の開発( )既存製品の進化などに積極的に取り組んでまいります。

##### 内部管理体制の強化及びリスク・マネジメントの強化

会社法で定められた「株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」を確立するため、内部統制システムの構築を核に、リスク・マネジメントの強化による危機管理(危機防止)の浸透、コンプライアンスの周知徹底等を推進いたします。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定した利益率の確保と財務体質の強化を目指して経営努力をしております。

具体的には、ROE(自己資本当期純利益率)10%以上、売上高総利益率の向上を目標に、安定した収益体質の確立を目指しております。

#### (4) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループが関わる電子部品業界につきましては、スマートフォンの世界出荷台数の伸び率が鈍化しているものの、今後の市場の拡大や新製品の発売を通じた個人消費者の買替需要が期待されることから世界市場においては安定成長が予想されると同時に、半導体市場につきましても堅調に市場拡大していることから、装置需要は前期より引き続き堅調に推移するものと予想されます。

また、LED関連製品の市場につきましては、省エネルギー・節電効果の高いLED照明を中心に安定的な需要が見込まれるものの、生産設備能力には余力があることが推定され、装置需要は低調に推移するものと予想されず。

このような状況下、より高精細・低価格という顧客の要望に応えるべく、常に原価力の強化を意識し、オリジナル製品の開発を引き続き行っていくと同時に、お客様の発展に応えるべく「世の中に無いモノを創る」ことを我々の企業価値と捉え、世界を舞台として挑戦し、常に時代に先駆け、お客様の多様化するニーズに、当社独自の技術でソリューションを提供してまいります。

このような認識のもと、有機EL関連市場など、成長が期待される分野を着実に獲得していくと同時に、引き続きNEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)が推進する、課題設定型産業技術開発費助成金(平成28年度中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業)を活用し、ロボットワイヤーソーの開発に取り組み、航空機、宇宙、自動車産業への市場拡大を行うことで、売上・収益の向上を目標に、安定的な経営体制を目指してまいります。

#### (5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様が当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式等の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありません。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が

提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

## ・基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1．企業価値向上への取組み

当社は、昭和31年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（液晶機器事業・半導体機器事業・MWS（マルチワイヤソー）事業）に展開を図り、新たに医療機器事業へ進出し、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう

物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう

自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

《経営方針》

顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う

オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う  
組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。

コア技術の更なる強化

当社の戦略的コア技術である「7つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T” Technology Trust Teamwork」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに 有望事業機会を目指した技術力の強化 強い技術の他製品への水平展開 他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 既存製品の進化などに積極的に取り組んでまいります。

目標とする経営指標

ROE（自己資本当期純利益率）10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。

### 2．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、社外監査役2名を含めた監査役3名全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

## ・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1．本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

### 2．本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生

する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。特別委員会は、特別委員会規則（概要については下記「（特別委員会規則の概要）」をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

なお、平成29年9月30日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（7）大株主の状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の( )または( )に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

( ) 当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

( ) 当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下( )において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

( ) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名または名称及び住所または所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

( ) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

( ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等

(注8) その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

#### 本必要情報の提供

上記の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記( )(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- ( ) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- ( ) 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。)
- ( ) 大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ( ) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ( ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ( ) 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ( ) 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会及び特別委員会が大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を大規模買付者に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の( )または( )の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

- ( ) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- ( ) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記( )( )いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び特別委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の( )または( )に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- ( ) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- ( ) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)~(ト)に掲げる事由により、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。))、違法性の有無並びに実

現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

- (ト)大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

#### 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、に定める特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、( )大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記「(新株予約権無償割当ての概要)」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、当該承認決議の時から平成31年12月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他



方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記2.(3)に記載のとおり、定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### (3) 必要性・相当性確保の原則

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

合理的・客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

(特別委員会規則の概要)

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 特別委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該特別委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員会委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む)

(2) 本プランに係る対抗措置発動の停止

(3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項

各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

(新株予約権無償割当ての概要)

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者（注11）、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者（注12）、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の

方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 市場変動による影響

当社グループの属する電子部品製造装置市場では、一般的な経済的不況に加え電子部品業界の設備投資動向や電子部品の需給環境の影響を大きく受けてまいりました。半導体市場においてはシリコンサイクル、液晶市場においてはクリスタルサイクルと呼ばれる景気サイクルによる影響を過去に何度か繰り返し受けてまいりましたが、当社グループではこのような市場環境においても利益が計上できる体質になるように努力してまいりましたが、今後もこのような市場環境によって受注高及び売上高が減少することにより当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 事業戦略による影響

当社グループの属する電子部品製造装置市場では、革新的な技術の進歩への対応とともに厳しい販売価格競争があります。当社では、高付加価値製品の開発の強化や材料メーカー及び周辺装置メーカーとの連携等を展開しておりますが、競争激化による販売価格下落、技術革新による当社既存製品の陳腐化、当社グループの新製品の市場投入のタイミング等により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) その他の影響

当社グループが事業を遂行していく上で上記のリスク以外に、世界各地域における経済環境、自然災害、戦争・テロ、感染症、法令の改正や政府の規制、購入品の価格高騰、重要な人材の喪失等の影響を受けることが想定され、場合によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 5【経営上の重要な契約等】

##### (1) 販売契約について

提携先	提携内容	備考	契約期間
東栄電子有限公司	MWSの中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自平成13年10月3日 至平成15年10月2日 (以後1年毎に自動更新)
Grinding Technology, Inc.	MWSのアメリカ合衆国及びカナダでの販売に関する事項	販売代理店契約	自平成10年1月1日 至平成15年12月31日 (以後1年毎に自動更新)
Apex-i International Co.,Ltd	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自平成27年11月1日 至平成28年10月31日 (以後1年毎に自動更新)
TOYO ADTEC PTE.LTD	半導体製造装置の台湾・フィリピンでの販売に関する事項	販売代理店契約	自平成27年11月1日 至平成28年10月31日 (以後1年毎に自動更新)
Double Dragons Industrial Group Co., LTD.	液晶製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自平成28年5月1日 至平成29年4月30日 (以後1年毎に自動更新)
東栄電子有限公司	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自平成29年2月1日 至平成30年1月31日 (以後1年毎に自動更新)

##### (2) 共同開発契約について

提携先	契約内容	契約期間
(株)メムス・コア	MEMS製造装置及び機器の共同開発	自平成17年10月1日 至平成19年9月30日 (以後1年毎に自動更新)

## 6【研究開発活動】

当連結会計年度においては、各部門における新製品・新技術の開発と既存製品の改良・改善を柱とし、当社グループの戦略的コア技術である「7つのコア技術（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）」をベースに有望事業機会と結びついた重点強化技術の開発、強い技術の他製品への水平展開を行っております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は2億71百万円であり、セグメント別の主な開発内容としては次のものがあります。

### (1) 電子機器事業

当事業に係る研究開発費は1億67百万円であります。

#### 液晶製造機器

液晶製造機器に関する研究開発段階の案件として、今後市場拡大が予想されるスマートフォン、タブレット端末向け有機ELパネル対応製造装置の研究開発活動を行っております。当開発において、現在まで培った「7つのコア技術」の内、貼付、剥離、クリーンの技術を駆使し、高機能、高精度の製造装置を開発しております。従来の液晶製造機器に関しても、高速化、高機能化、低コスト化に関する研究開発活動を継続しております。

#### 半導体製造機器

半導体製造機器に関する研究開発段階の案件として、最終製品のさらなる微細化、高機能化が進む中で、それらに対応した装置群の開発を進める一方、製品の低価格化に対応した消耗材の低消費機構、自動交換機構など、ユーザーニーズに即した装置等の研究開発活動を行っております。

また、上記「7つのコア技術」の内、貼付（加熱・加圧貼付技術）、真空（吸引技術）、クリーン（清掃技術）、剥離（テープ剥離技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

#### MWS（マルチワイヤーソー）

前期に引き続き、内閣府が推進する「平成26年度SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）/次世代パワーエレクトロニクス」に参画し、マルチワイヤーソーを用いたスライス技術の高度化により、ウェーハ品質向上に資する技術研究を実施しました。また、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）による補助金「平成28年度中堅・中小企業への橋渡し研究開発推進事業」を活用し、炭素繊維等の新素材を立体切断する、世界初となるロボットワイヤーソーの開発も平成29年度末を目途に開発完了し、受注活動にさらなる弾みをつけております。主力のマルチワイヤーソーではさらなる高機能化、並びにランニングコストに直結するワイヤーの摩耗低減への取り組みを強化しました。

また、MWS機器に関する研究開発段階の案件として、上記「7つのコア技術」の内、カッティング（ワイヤーカッティング技術）、搬送・駆動（ハンドリング技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

### (2) 繊維機器事業

当事業に係る研究開発費は20百万円であります。

繊維機製造器に関する研究開発段階の案件として、アパレル業界向けに、昇華プリント生地裁断用カメラ画像認識自動裁断システムの開発、新タイプラベル機の開発及び大手下着メーカーとの協業による自動縫製装置の開発を行っております。

また、炭素繊維積層後CFRP裁断装置及び単層の高精度炭素繊維裁断装置の開発等を進めており、上記「7つのコア技術」の内、カッティング（ナイフカッティング技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

### (3) 医療機器事業

当事業に係る研究開発費は83百万円であります。

NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が推進する課題設定型産業技術開発費助成金（平成27年度中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業）を活用し、研究開発活動を行っていましたが、本助成事業は平成29年2月末日をもって完了し、引き続き、上市に向けた補完研究開発を行っております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態の分析

財政状態の分析については、第2「事業の状況」1「業績等の概要」(2) 財政状態に関する分析 資産、負債及び純資産の状況の項目をご参照ください。

### (2) 経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、第2「事業の状況」1「業績等の概要」(1) 業績の項目をご参照ください。

### (3) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、第2「事業の状況」1「業績等の概要」(2) 財政状態に関する分析  
キャッシュ・フローの状況の項目をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は26,011千円であり、セグメント別に示すと次のとおりであります。

(1) 電子機器事業

当連結会計年度においては、主に空調機、製造装置用各種木型など総額22,192千円の設備投資を実施しました。

(2) 繊維機器事業

当連結会計年度においては、主に空調機、製造装置用金型など総額1,734千円の設備投資を実施しました。

(3) 医療機器事業

当連結会計年度においては、主にNEDO事業独占的実施許諾契約に係る特許権など2,085千円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額							従業員 数 (人)	
			建 物 (千円)	構 築 物 (千円)	機 械 及 び 装 置 (千円)	車 両 運 搬 具 (千円)	工 具、器 具 及 び 備 品 (千円)	土 地 (千円) (面積㎡)	リ ー ス 資 産 (千円)		合 計 (千円)
本社及び 本社工場 (奈良県 橿原市)	電子機器事業 繊維機器事業 医療機器事業	統括業務施設 販売設備 電子機器製造 設備 繊維機器製造 設備	1,262,319	55,905	97,599	129	32,604	730,831 (36,260.88)	40,757	2,220,147	212 (47)

(2) 在外子会社

平成29年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
				建物及び構 築物 (千中国元)	工具、器具及 び備品 (千中国元)	土地 (千中国元) (面積㎡)	リース資産 (千中国元)	合計 (千中国元)	
高鳥(常熟) 精密機械 有限公司	中国 江蘇省常熟市	電子機器事業	営業所 及び工場	-	829	- (-)	-	48	3

(注) 1. 帳簿価額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社及び本社工場には、賃貸中の土地59,469千円(3,681.00㎡)を含んでおります。

3. 従業員の( )は、臨時雇用者数を外書しております。



### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
高鳥(常熟) 精密機械有限 公司	中国 江蘇省 常熟市	電子機器 事業	工場内装・ 配線工事	71,201	-	自己資金	平成29年 9月	平成29年 12月	(注2)

(注) 1. 消費税等抜きの価格で表示しております。

2. 完成後の増加能力は、合理的に算出することが困難なため記載を省略しております。

3. 投資予定金額の総額は、予算上の為替レート(1人民元=16.725円)で算出しております。また、為替の変動等により、今後の投資予定金額の総額に変更もあり得ます。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,491,490	5,491,490	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	5,491,490	5,491,490	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成17年10月1日～ 平成18年9月30日 (注)	94	5,491	38,540	963,230	38,540	1,352,321

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

#### (6)【所有者別状況】

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	26	45	16	1	2,188	2,282	-
所有株式数 (単元)	-	3,838	2,632	9,817	475	10	38,119	54,891	2,390
所有株式数の 割合(%)	-	6.99	4.79	17.88	0.87	0.02	69.44	100.00	-

(注) 自己株式31,092株は、「個人その他」に310単元、「単元未満株式の状況」に92株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
有限会社コトブキ産業	奈良県香芝市関屋1516 - 9	375	6.85
タカトリ共栄会	奈良県橿原市新堂町313 - 1	344	6.27
水谷量材	兵庫県淡路市	200	3.64
西村幸子	大阪市平野区	189	3.45
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3 - 3 - 23	187	3.41
仙波周子	大阪市中央区	179	3.26
高鳥政廣	奈良県香芝市	168	3.07
岡島恵子	奈良県香芝市	167	3.05
タカトリ従業員持株会	奈良県橿原市新堂町313 - 1	133	2.42
株式会社南都銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	奈良県奈良市橋本町16 (東京都港区浜松町2 - 11 - 3)	95	1.73
計	-	2,040	37.16

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 31,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,458,100	54,581	-
単元未満株式	普通株式 2,390	-	-
発行済株式総数	5,491,490	-	-
総株主の議決権	-	54,581	-

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)タカトリ	奈良県橿原市 新堂町313 - 1	31,000	-	31,000	0.56
計	-	31,000	-	31,000	0.56

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	31,092	-	31,092	-

## 3【配当政策】

利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと認識しており、中・長期的な株式価値の向上のため、その期の業績や内部留保金を勘案しながら、安定的な配当を中心に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当中間会計期間末の配当につきましては、通期業績予想の見通し及び今後の財務状況等を総合的に勘案いたしまして、無配とさせていただきます。

当事業年度末の配当につきましては、期末配当1株当たり普通配当10円とさせていただくことを決定いたしました。

また、内部留保資金につきましては、「7つのコア技術」をベースに 有望事業機会を目指した技術力の強化 強い技術の他製品への水平展開 他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 既存製品の進化に投入してまいります。

当社は「取締役会の決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成29年12月22日 定時株主総会	54,603	10

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
最高(円)	651 525	850	605	1,450	1,010
最低(円)	333 380	391	373	395	690

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第57期の事業年度別最高・最低株価のうち、印は大阪証券取引所市場第二部によるものであります。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	905	920	855	849	845	844
最低(円)	749	807	810	789	745	743

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	営業本部長	増田 誠	昭和38年7月8日生	昭和61年4月 当社入社 平成16年10月 当社執行役員営業本部営業管理部長 平成18年10月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長 平成21年10月 当社執行役員営業本部長 ウインテスト株式会社取締役 平成22年12月 当社取締役営業本部長兼営業統括室長 平成25年10月 当社取締役副社長兼経営企画本部長 平成28年4月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 平成28年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 (現任)	(注)3	7
代表取締役副社長	経営企画本部長	松田 武晴	昭和25年1月11日生	昭和48年3月 当社入社 平成14年4月 当社営業本部海外営業部長 平成14年10月 当社執行役員営業本部海外営業部長 平成15年4月 当社執行役員営業本部副本部長 平成18年10月 当社執行役員営業本部長 平成18年12月 当社取締役営業本部長 平成21年10月 当社取締役新規事業創出及び営業部門担当 平成25年10月 当社取締役 平成26年10月 当社専務取締役 平成27年10月 当社専務取締役兼経営企画副本部長 平成28年10月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 (現任)	(注)3	6
取締役	生産調達本部長	出口 昌道	昭和34年2月4日生	昭和59年7月 当社入社 平成15年4月 当社生産本部第二製造部長 平成18年10月 当社執行役員生産本部第二製造部長 平成21年4月 当社執行役員生産本部電子機器製造部長 平成21年10月 当社執行役員生産本部副本部長 平成22年12月 当社取締役生産本部長 平成25年10月 当社取締役 平成27年10月 当社取締役兼事業推進統括本部長 平成28年10月 当社取締役兼生産調達本部長 (現任)	(注)3	5
取締役	管理本部長兼経営管理部長	岡島 史幸	昭和29年9月15日生	昭和49年4月 大阪国税局 入局 平成25年7月 当社入社 当社管理本部経理部長 平成25年9月 税理士登録 平成26年10月 当社管理本部長兼経理部長 平成26年12月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成29年10月 当社取締役管理本部長兼経営管理部長 (現任)	(注)3	13
取締役	生産本部長	森嶋 一喜	昭和40年11月6日生	昭和61年4月 当社入社 平成23年10月 当社生産本部電子機器部製造部長 平成25年10月 当社電子機器事業本部副本部長 平成27年4月 当社生産調達本部長 平成28年10月 当社生産本部長 平成28年12月 当社取締役兼生産本部長 (現任)	(注)3	-
取締役		川村 真	昭和44年3月12日生	平成4年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成10年1月 稲畑産業株式会社入社 平成13年2月 税理士登録 川村公認会計士事務所開業、所長 (現任) 平成27年12月 当社取締役 (現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		大島 章良	昭和29年11月12日生	平成25年6月 南都地所株式会社常務取締役(代表取締役) 平成26年11月 当社入社 管理本部管理本部長付 平成26年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役		山田 磯子	昭和20年3月3日生	昭和45年4月 弁護士登録 昭和56年6月 山田磯子法律事務所(現さざんか法律事務所)開業、所長 平成13年12月 当社監査役(現任) 平成28年4月 さざんか法律事務所 共同代表(現任)	(注)4	-
監査役		大西 大介	昭和16年6月25日生	昭和41年5月 関西電業株式会社(現株式会社カナック)取締役 昭和63年5月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社代表取締役会長 平成20年6月 同社相談役 平成24年12月 当社監査役(現任) 平成26年6月 株式会社カナック名誉顧問(現任)	(注)4	-
計						32

- (注) 1. 取締役川村 真は社外取締役であります。  
2. 監査役山田 磯子及び監査役大西 大介は、社外監査役であります。  
3. 平成28年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。  
4. 平成28年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えており、会社の中長期的な利益増大の観点から、株主以外のステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会）の利益も尊重すべきであると考えております。また、リスク・マネジメントの強化を進めており、当社が関わるリスクを識別し、優先度・重要度を判別した上で対応しております。

##### ・企業統治体制の概要

平成29年12月25日現在、当社の取締役会は、取締役6名及び監査役3名で構成されており、経営方針、法令で定められた事項及び経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

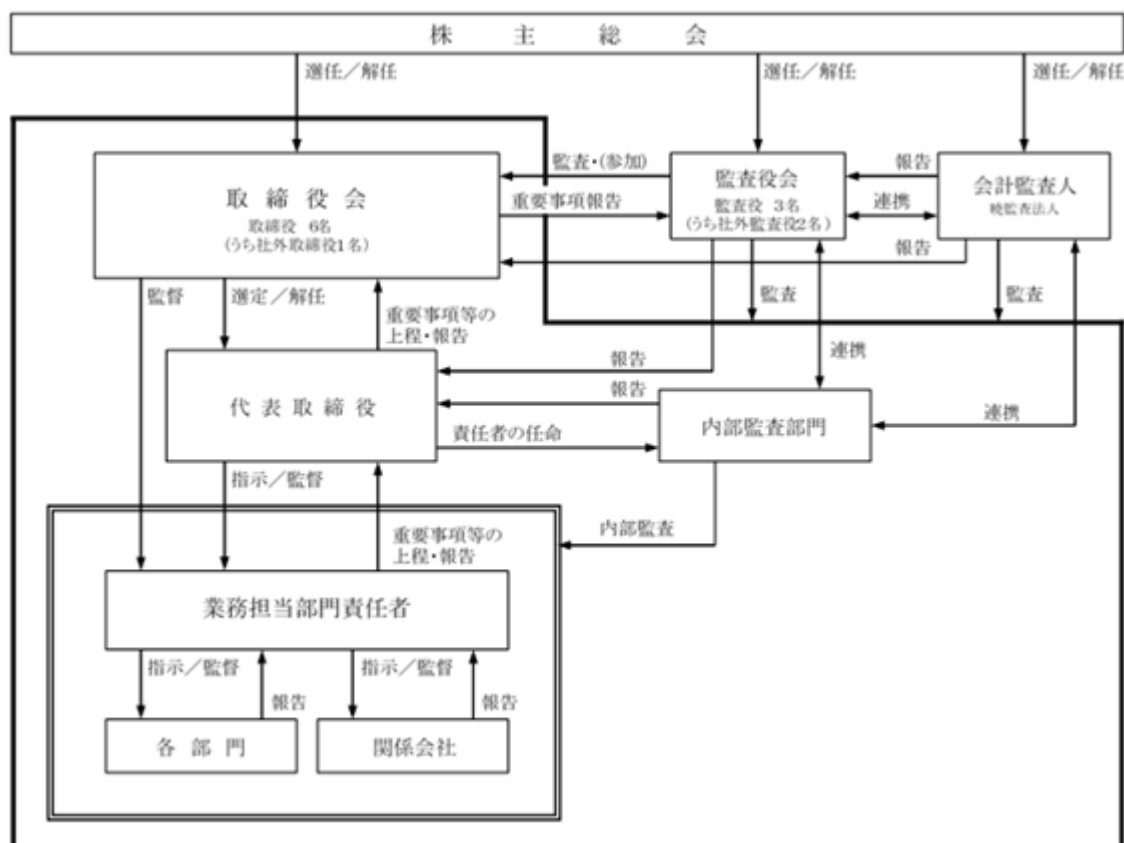
なお、当社は、取締役の員数を10名以内とする旨、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に規定しております。

監査役会は、監査役3名で構成されており、各監査役は監査役監査規程に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い取締役の職務執行の監査を行っております。

##### ・企業統治体制を採用する理由

当社は、1名の社外取締役及び2名の社外監査役を選任しており、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制・形態であると考えており、現状の体制を採用しております。

<当社の業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組み>





#### 内部統制システムの整備の状況

当社では、管理本部に内部統制管理部門を設置しており、主に重要な業務プロセス毎にフローチャート、社内規程などの整備を行い、業務上発生するリスクを防止する仕組みを作り、業務の有効性及び効率性・財務報告の信頼性・コンプライアンス・資産の保全といった目的を達成できるシステムの構築を図っており、整備及び運用の進捗状況等は定期的に取締役会へ報告しております。

#### リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムの構築の中で、リスクマネジメントの一環として全社的リスクの把握に対する取組みを推進しております。「リスクマネジメント基本規程」に基づき、取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会において、取組全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行っております。また、「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化、内部監査部門による全部門への年1回の内部監査実施、取締役会での重要及び異常事項の報告義務付け等により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めるとともに、万一不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えております。

#### 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当期は取締役会を24回、監査役会を17回開催しております。

役員及び従業員が法令、社内規則及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準について制定した「企業理念」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」に従い行動するとともに、その周知徹底と推進を図っております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、内部監査部門が期初に年間監査計画を立て、それを基準に監査役会及び監査法人と常に連携を取りながら内部監査を実施し、定期的に取締役会において報告を行っております。なお、内部監査人は7名であります。

監査役監査につきましては、期初に監査役会が策定した監査の方針・監査計画等に従い監査を実施しております。具体的には、取締役会への出席及び他の重要会議への常勤監査役の出席、監査役会開催時において社外監査役が重要資料閲覧等を行うことで、経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに、監視・牽制体制を整えております。また、監査法人との監査計画概要書に対するミーティング、四半期レビュー結果報告会・期末監査結果報告会の開催、監査に関わる情報交換等を行うことで、監査機能の充実に努めております。

また、内部統制管理部門、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、相互に連携をとりながら指摘事項などについて社内規程等にフィードバックし、整備及び運用を図っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

公認会計士の氏名		所属する監査法人名
代表社員 業務執行社員	松島 秀典	暁監査法人
代表社員 業務執行社員	織田 成人	

両公認会計士とも当社に係る継続監査年数が7年を超えておりませんので、監査年数の記載は省略いたします。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社と当該社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役川村真氏は、長年会計監査業務に従事したことから会計監査業務に高い専門性を有しており、同業務で培った多様な視点や価値観から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役山田磯子氏は、弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役大西大介氏は、会社の経営者として培われてきた豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を会社法及び上場証券取引所の独立性基準を充たしたものとしており、活発な意見を述べる事が出来る人物を選定し、社外取締役及び各社外監査役は当社と資本関係のある会社・大株主・主要な取引先の出身者ではなく、高い独立性を有しているものと判断しております。また、社外取締役及び社外監査役による客観的且つ中立的な監査を充実させることで、経営監視機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

当社は、内部統制管理部門、内部監査部門、監査役及び会計監査人との間で内部統制に関する事項を含む報告会や意見交換を行うことにより、監査機能の充実を図っております。

### 役員の報酬等

・提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	87,303 (2,400)	87,303 (2,400)	-	-	-	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,480 (5,400)	15,480 (5,400)	-	-	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	102,783 (7,800)	102,783 (7,800)	-	-	-	10 (3)

(注)1. 取締役の報酬等の総額には、平成28年12月22日付で退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末における取締役の員数は6名(社外取締役を含む)、監査役の員数は3名(社外監査役を含む)であります。

2. 当社は、平成24年12月21日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金を支給しております。

・提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

・使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

・役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬に関しましては、株主総会で定められた上限の範囲内でそれぞれ協議・検討して決定しており、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。

なお、役員の報酬については、株主総会の決議により取締役の報酬限度額は年額3億円以内、監査役の報酬限度額は年額3千万円以内として決議いたしております。

株式の保有状況

- ・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 4 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 106,538千円

- ・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)日伝	15,934	45,478	取引関係の円滑な維持
コクヨ(株)	10,000	14,640	営業上の取引先
グンゼ(株)	12,000	3,900	取引関係の円滑な維持
(株)GSIクレオス	20,000	2,280	営業上の取引先

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)日伝	33,520	77,498	取引関係の円滑な維持
コクヨ(株)	10,000	19,050	営業上の取引先
グンゼ(株)	1,200	6,168	取引関係の円滑な維持
(株)GSIクレオス	2,000	3,822	営業上の取引先

(注) 1. (株)日伝は、平成29年9月27日に、1株を2株とする株式分割を行いました。これに伴い、当社が保有する(株)日伝の株数は、16,760株から33,520株になりました。

2. グンゼ(株)は、平成29年9月27日に、10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、当社が保有するグンゼ(株)の株数は、12,000株から1,200株になりました。

3. (株)GSIクレオスは、平成29年9月27日に、10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、当社が保有する(株)GSIクレオスの株数は、20,000株から2,000株になりました。

(2) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項とその理由

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,000	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,700	-
連結子会社	-	-
計	13,700	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針については、監査計画の妥当性等を検証した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の財務諸表について、暁監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、監査法人との緊密な連携や各種の情報提供、会計税務専門の出版社のセミナーへの参加、また、専門書や購読している月刊誌及び週刊誌等で会計基準の内容や変更に対応できるよう適切に把握し、社内周知を図っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	2,436,444
受取手形及び売掛金	5,219,399
製品	41,611
仕掛品	560,992
原材料及び貯蔵品	125,979
繰延税金資産	113,949
その他	41,387
流動資産合計	5,518,764
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	2,413,182,224
機械装置及び運搬具(純額)	497,729
土地	2781,479
リース資産(純額)	440,757
建設仮勘定	2,494
その他(純額)	33,467
有形固定資産合計	2,274,152
無形固定資産	
ソフトウェア	17,548
その他	5,202
無形固定資産合計	22,751
投資その他の資産	
投資有価証券	1128,581
保険積立金	107,321
繰延税金資産	136,712
その他	4,477
投資その他の資産合計	377,093
固定資産合計	2,673,997
資産合計	8,192,762
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	571,541
電子記録債務	1,158,269
短期借入金	2600,000
1年内返済予定の長期借入金	2145,024
リース債務	15,033
未払金	173,742
未払費用	116,181
未払法人税等	51,466
賞与引当金	128,428
その他	13,650
流動負債合計	2,973,338
固定負債	
長期借入金	2155,032
リース債務	28,992
資産除去債務	30,170
その他	7,576
固定負債合計	221,771
負債合計	3,195,109

(単位：千円)

当連結会計年度  
(平成29年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	963,230
資本剰余金	1,352,321
利益剰余金	2,660,189
自己株式	17,342
株主資本合計	4,958,399
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	31,659
為替換算調整勘定	7,593
その他の包括利益累計額合計	39,253
純資産合計	4,997,652
負債純資産合計	8,192,762

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	7,153,537
売上原価	5,513,344
売上総利益	1,640,192
販売費及び一般管理費	1,409,311
営業利益	230,880
営業外収益	
受取利息	365
受取配当金	1,571
受取賃貸料	9,913
売電収入	13,339
補助金収入	81,978
その他	11,547
営業外収益合計	118,715
営業外費用	
支払利息	1,235
減価償却費	8,191
租税公課	1,844
持分法による投資損失	69
その他	729
営業外費用合計	12,070
経常利益	337,526
特別利益	
固定資産売却益	3,799
特別利益合計	799
特別損失	
固定資産除却損	4,178
特別損失合計	178
税金等調整前当期純利益	338,147
法人税、住民税及び事業税	36,966
法人税等調整額	15,595
法人税等合計	21,370
当期純利益	316,776
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	316,776



【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 平成28年10月1日  
至 平成29年9月30日)

当期純利益	316,776
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	25,948
為替換算調整勘定	7,593
持分法適用会社に対する持分相当額	12,105
その他の包括利益合計	1 21,436
包括利益	338,213
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	338,213
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	963,230	1,352,321	2,391,101	17,342	4,689,311
当期変動額					
剰余金の配当			81,905		81,905
親会社株主に帰属する 当期純利益			316,776		316,776
持分法適用会社の増加 に伴う利益剰余金増加 高			34,217		34,217
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	269,088	-	269,088
当期末残高	963,230	1,352,321	2,660,189	17,342	4,958,399

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累 計額合計	
当期首残高	17,816	-	17,816	4,707,127
当期変動額				
剰余金の配当				81,905
親会社株主に帰属する 当期純利益				316,776
持分法適用会社の増加 に伴う利益剰余金増加 高				34,217
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,842	7,593	21,436	21,436
当期変動額合計	13,842	7,593	21,436	290,524
当期末残高	31,659	7,593	39,253	4,997,652

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度  
(自 平成28年10月1日  
至 平成29年9月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	338,147
減価償却費	148,237
賞与引当金の増減額（は減少）	4,523
受取利息及び受取配当金	1,937
支払利息	1,235
有形固定資産売却損益（は益）	799
有形固定資産除却損	178
売上債権の増減額（は増加）	265,856
たな卸資産の増減額（は増加）	198,228
仕入債務の増減額（は減少）	25,704
前受金の増減額（は減少）	33,130
その他	46,453
小計	400,528
利息及び配当金の受取額	1,937
利息の支払額	1,214
法人税等の支払額	16,473
営業活動によるキャッシュ・フロー	384,778
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	15,782
有形固定資産の取得による支出	20,925
有形固定資産の売却による収入	800
投資有価証券の取得による支出	3,009
無形固定資産の取得による支出	6,102
関係会社出資金の払込による支出	3,598
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,617
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	300,000
短期借入金の返済による支出	200,000
長期借入金の返済による支出	262,380
リース債務の返済による支出	15,654
配当金の支払額	81,335
財務活動によるキャッシュ・フロー	259,370
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,922
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	83,713
現金及び現金同等物の期首残高	2,326,949
現金及び現金同等物の期末残高	2,410,662

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

高鳥(常熟)精密機械有限公司

当連結会計年度より、高鳥(常熟)精密機械有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

株式会社エムテーシー

当連結会計年度より、連結財務諸表の作成に伴い株式会社エムテーシーを持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の手続について特に特記すべき事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なっておりますが、連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の高鳥(常熟)精密機械有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

(1) 製品・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6年～50年
機械及び装置	12年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、過去の貸倒実績及び回収不可能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度より適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
関係会社株式	22,042千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
建物及び構築物	1,117,573千円
土地	667,258
計	1,784,831

担保付債務は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
短期借入金	600,000千円
1年内返済予定の長期借入金	145,024
長期借入金	155,032
奈良県ハイテク工場団地協同組合の 奈良県に対する借入金	45,646
計	945,702

3 保証債務

次の奈良県ハイテク工場団地協同組合について、奈良県からの借入に対し債務保証を行っております。  
債務保証

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
奈良県ハイテク工場団地協同組合	45,646千円

4 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	3,735,870千円

5 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
受取手形	4,172千円

6 当社及び連結子会社（高鳥（常熟）精密機械有限公司）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (平成29年9月30日)	
当座貸越極度額	1,800,000千円
借入実行残高	600,000
差引額	1,200,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
給料	279,164千円
販売促進費	218,579

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
	271,764千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
機械装置及び運搬具	799千円
計	799

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
工具、器具及び備品	178千円
計	178

5 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
	7,931千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	37,230千円
組替調整額	-
税効果調整前	37,230
税効果額	11,282
その他有価証券評価差額金	25,948
為替換算調整勘定：	
当期発生額	7,593
組替調整額	-
税効果調整前	7,593
税効果額	-
為替換算調整勘定	7,593
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	12,105
組替調整額	-
持分法適用会社に対する持分相当額	12,105
その他の包括利益合計	21,436



(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	-	-	5,491,490
合計	5,491,490	-	-	5,491,490
自己株式				
普通株式	31,092	-	-	31,092
合計	31,092	-	-	31,092

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月22日 定時株主総会	普通株式	81,905	15.0	平成28年9月30日	平成28年12月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年12月22日 定時株主総会	普通株式	54,603	利益剰余金	10.0	平成29年9月30日	平成29年12月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	2,436,444千円
預入期間が3か月を超える定期預金	25,782
現金及び現金同等物	2,410,662

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
1年内	918
1年超	153
合計	1,071

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達する方針によっております。一時的な余資は安全性の高い金融資産(主に預金)で運用しております。当社グループは、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日であります。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後3年で金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について営業部門が定期的取引先の状況を確認し、経理部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権については、通貨別月別に為替変動による影響額を把握するなどの方法により管理しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

投資有価証券については、定期的の時価や出資先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金については金利変動リスクを回避するため、全ての金融機関において一部又は全ての繰上返済が可能であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いをできなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

当連結会計年度（平成29年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,436,444	2,436,444	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,198,399	2,198,399	-
(3) 投資有価証券	106,538	106,538	-
資産計	4,741,383	4,741,383	-
(1) 買掛金	571,541	571,541	-
(2) 電子記録債務	1,158,269	1,158,269	-
(3) 未払金	173,742	173,742	-
(4) 長期借入金( )	300,056	300,056	-
負債計	2,203,609	2,203,609	-

( ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金、(4) 長期借入金

買掛金、電子記録債務、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこと、長期借入金は変動金利であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
関連会社株式	22,042

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（平成29年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,436,444	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,198,399	-	-	-
合計	4,634,844	-	-	-

4. 長期借入金その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度（平成29年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	600,000	-	-	-	-	-
長期借入金	145,024	89,988	65,044	-	-	-
合計	745,024	89,988	65,044	-	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度（平成29年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上 額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	106,538	47,975	58,563
	小計	106,538	47,975	58,563
合計		106,538	47,975	58,563

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当連結会計年度における、当社の確定拠出年金制度への要拠出額は48,428千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認	102,645千円
関係会社株式評価損否認	75,934
賞与引当金	39,414
減損損失否認	38,271
繰越欠損金	217,643
その他	26,594
計	500,504
評価性引当額	197,867
繰延税金資産合計	302,636
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	14,798
資産除去債務に対応する除去費用	2,185
固定資産圧縮積立金	21,987
特別償却準備金	13,002
繰延税金負債合計	51,973
繰延税金資産の純額	250,662

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	30.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8
住民税均等割	1.0
評価性引当額	26.5
税率変更による期末繰延税金資産の修正	0.3
試験研究費の税額控除	2.3
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.3

( 資産除去債務関係 )

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、奈良県において賃貸不動産を所有しております。平成29年9月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は7,881千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
連結貸借対照表計上額	105,799
期首残高	105,799
期中増減額	-
期末残高	105,799
期末時価	82,258

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を指標等を用いて調整を行った金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品別のセグメントから構成されており、「電子機器事業」、「繊維機器事業」及び「医療機器事業」の3つを報告セグメントとしております。「電子機器事業」は、主に液晶製造機器、半導体製造機器及びマルチワイヤーソーの製造・販売をしており、「繊維機器事業」は、主に自動裁断機の製造・販売をしております。「医療機器事業」は第58期より新規事業として開始し、主にモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置の開発をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額(注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	電子機器事業	繊維機器事業	医療機器事業	計		
売上高						
外部顧客への 売上高	6,684,072	458,600	10,864	7,153,537	-	7,153,537
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	6,684,072	458,600	10,864	7,153,537	-	7,153,537
セグメント利益 又は損失( )	384,688	29,476	124,331	230,880	-	230,880
セグメント資産	4,848,330	357,041	15,812	5,221,184	2,971,577	8,192,762
その他の項目						
減価償却費	127,541	13,188	5,807	146,537	-	146,537
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	22,192	1,734	2,085	26,011	-	26,011

(注)1. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金預金、投資有価証券及び繰延税金資産等であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品ごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア		その他	合計
		うち中国		
2,607,329	3,633,456	2,237,230	912,751	7,153,537

(注) 売上高は、納入先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
Grinding Technology, Inc.	846,283	電子機器事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。



【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

種類	氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡島史幸	-	-	当社取締役  奈良県ハイ テク工場団 地協同組合 代表理事	被所有 直接 0.24	-	債務保証	45,646	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。これは、組合員全体の借入金額に対して、各組合員が連帯保証をする契約になっていることによるものです。また、当該借入金に対して、当社の土地を奈良県に担保提供しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

( 1 株当たり情報 )

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	915円25銭
1株当たり当期純利益金額	58円01銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	4,997,652
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,997,652
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,460,398

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	316,776
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	316,776
期中平均株式数(株)	5,460,398

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	600,000	0.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	262,380	145,024	0.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	14,533	15,033	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	300,056	155,032	0.1	平成30年～平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	34,277	28,992	-	平成30年～平成35年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,111,246	944,082	-	-

(注) 1. 借入金の平均利率については、期末時点の残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	89,988	65,044	-	-
リース債務	12,571	7,910	4,584	3,038

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	4,517,116	7,153,537
税金等調整前当期純利益金額 又は税金等調整前四半期純損失金額(千円)	-	-	75,495	338,147
親会社株主に帰属する当期純利益金額 又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	-	-	94,316	316,776
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(円)	-	-	17.27	58.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	-	-	34.78	75.29

(注) 当社は第3四半期より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期及び第2四半期の累計期間及び会計期間の記載はしておりません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,336,949	2,239,558
受取手形	138,970	75,603
売掛金	1,793,572	2,122,796
製品	124,559	41,611
仕掛品	676,897	560,992
原材料及び貯蔵品	125,354	125,979
前渡金	150	500
前払費用	13,112	9,270
繰延税金資産	85,176	113,949
その他	35,664	29,061
流動資産合計	5,330,406	5,319,324
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,133,423	1,126,319
構築物	62,414	55,905
機械及び装置	114,403	97,599
車両運搬具	193	129
工具、器具及び備品	52,147	32,638
土地	1,781,479	1,781,479
リース資産	45,354	40,757
建設仮勘定	-	2,409
有形固定資産合計	2,390,417	2,273,238
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	22,883	15,462
その他	3,452	5,202
無形固定資産合計	26,336	20,665
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	66,298	106,538
関係会社出資金	-	200,484
関係会社株式	0	0
出資金	1,190	1,190
長期前払費用	2,550	2,423
保険積立金	107,104	107,321
繰延税金資産	161,173	136,712
その他	775	685
投資その他の資産合計	339,093	555,356
固定資産合計	2,755,846	2,849,259
資産合計	8,086,252	8,168,584

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,755,514	571,270
電子記録債務	-	1,158,269
短期借入金	1,500,000	1,600,000
1年内返済予定の長期借入金	1,262,380	1,145,024
リース債務	14,533	15,033
未払金	186,820	173,742
未払費用	89,732	115,206
未払法人税等	10,647	51,466
前受金	36,941	3,810
賞与引当金	132,951	128,428
その他	9,111	9,752
流動負債合計	2,998,634	2,972,004
固定負債		
長期借入金	1,300,056	1,155,032
リース債務	34,277	28,992
資産除去債務	29,566	30,170
その他	16,591	7,130
固定負債合計	380,490	221,325
負債合計	3,379,125	3,193,329
純資産の部		
株主資本		
資本金	963,230	963,230
資本剰余金		
資本準備金	1,352,321	1,352,321
資本剰余金合計	1,352,321	1,352,321
利益剰余金		
利益準備金	95,460	95,460
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	51,769	48,543
特別償却準備金	34,646	25,095
別途積立金	1,876,000	1,876,000
繰越利益剰余金	333,226	588,180
利益剰余金合計	2,391,101	2,633,280
自己株式	17,342	17,342
株主資本合計	4,689,311	4,931,489
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,816	43,765
評価・換算差額等合計	17,816	43,765
純資産合計	4,707,127	4,975,254
負債純資産合計	8,086,252	8,168,584

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	7,918,313	7,153,537
売上原価		
製品期首たな卸高	371,366	124,559
当期製品製造原価	5,943,582	5,430,396
合計	6,314,949	5,554,956
製品期末たな卸高	124,559	41,611
製品売上原価	6,190,389	5,513,344
売上総利益	1,727,923	1,640,192
販売費及び一般管理費		
販売促進費	252,449	218,579
旅費及び交通費	107,730	107,326
役員報酬	94,160	102,783
給料及び賞与	295,987	283,994
賞与引当金繰入額	31,319	33,392
減価償却費	42,204	38,584
研究開発費	383,436	271,764
その他	350,956	345,589
販売費及び一般管理費合計	1,558,244	1,402,013
営業利益	169,679	238,178
営業外収益		
受取利息	179	199
受取配当金	1,316	1,571
仕入割引	135	1,337
補助金収入	136,312	81,978
売電収入	13,504	13,339
その他	28,222	20,123
営業外収益合計	179,669	118,550
営業外費用		
支払利息	2,407	1,235
減価償却費	9,349	8,191
その他	2,154	2,467
営業外費用合計	13,912	11,894
経常利益	335,436	344,833

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	-	1,799
投資有価証券売却益	27,291	-
特別利益合計	7,291	799
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	3186	3178
特別損失合計	186	178
税引前当期純利益	342,542	345,455
法人税、住民税及び事業税	3,742	36,966
法人税等調整額	77,579	15,595
法人税等合計	81,322	21,370
当期純利益	261,220	324,084

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	963,230	1,352,321	95,460	56,290	47,865	1,976,000	8,870	2,184,486
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				4,521			4,521	-
特別償却準備金の取崩					13,218		13,218	-
剰余金の配当							54,604	54,604
別途積立金の取崩						100,000	100,000	-
当期純利益							261,220	261,220
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	4,521	13,218	100,000	324,355	206,615
当期末残高	963,230	1,352,321	95,460	51,769	34,646	1,876,000	333,226	2,391,101

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
当期首残高	17,308	4,482,729	14,049	4,496,779
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
特別償却準備金の取崩		-		-
剰余金の配当		54,604		54,604
別途積立金の取崩		-		-
当期純利益		261,220		261,220
自己株式の取得	34	34		34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,767	3,767
当期変動額合計	34	206,581	3,767	210,348
当期末残高	17,342	4,689,311	17,816	4,707,127



当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	963,230	1,352,321	95,460	51,769	34,646	1,876,000	333,226	2,391,101
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				3,225			3,225	-
特別償却準備金の取崩					9,550		9,550	-
剰余金の配当							81,905	81,905
当期純利益							324,084	324,084
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	3,225	9,550	-	254,954	242,178
当期末残高	963,230	1,352,321	95,460	48,543	25,095	1,876,000	588,180	2,633,280

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	17,342	4,689,311	17,816	4,707,127
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
特別償却準備金の取崩		-		-
剰余金の配当		81,905		81,905
当期純利益		324,084		324,084
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			25,948	25,948
当期変動額合計	-	242,178	25,948	268,127
当期末残高	17,342	4,931,489	43,765	4,975,254

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  1. 有価証券の評価基準及び評価方法
    - (1) 関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
  2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - (1) 製品・仕掛品  
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
    - (2) 原材料  
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
    - (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法を採用しております。  
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
機械及び装置	12年～15年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
  - (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不可能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。
  - (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条第2項に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「預り金」に表示していた8,479千円は、「その他」として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「売電収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた41,726千円は、「売電収入」13,504千円、「その他」28,222千円として組み替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
建物	1,176,707千円	1,117,573千円
土地	667,258	667,258
計	1,843,966	1,784,831

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
短期借入金	300,000千円	600,000千円
1年内返済予定の長期借入金	262,380	145,024
長期借入金	300,056	155,032
奈良県ハイテク工場団地協同組合の 奈良県に対する借入金	54,773	45,646
計	917,209	945,702

なお、上記担保提供資産のうち、前事業年度及び当事業年度の土地260,161千円については、奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県に対する借入金の担保及び銀行借入金の担保に供しております。また、前事業年度の建物1,176,707千円、当事業年度の建物1,117,573千円、前事業年度の土地407,097千円、当事業年度の土地407,097千円については、銀行借入金の担保に供しております。

2 保証債務

次の奈良県ハイテク工場団地協同組合について、奈良県からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
奈良県ハイテク工場団地協同組合	54,773千円	奈良県ハイテク工場団地協同組合 45,646千円

3 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額	1,300,000千円	1,800,000千円
借入実行残高	500,000千円	600,000千円
差引額	800,000千円	1,200,000千円

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)	当事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)
機械及び装置		799千円

2 投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)	当事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)
ウインテスト株式会社	7,291千円	

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)	当事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)
工具、器具及び備品	186千円	工具、器具及び備品 178千円

(有価証券関係)

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式0千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損否認	120,398千円	102,645千円
関係会社株式評価損否認	75,934	75,934
賞与引当金	40,802	39,414
減損損失否認	38,271	38,271
繰越欠損金	277,353	217,643
その他	27,560	26,594
計	580,321	500,504
評価性引当額	287,373	197,867
繰延税金資産合計	292,948	302,636
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,515	14,798
資産除去債務に対応する除去費用	2,283	2,185
固定資産圧縮積立金	23,527	21,987
特別償却準備金	17,271	13,002
繰延税金負債合計	46,598	51,973
繰延税金資産の純額	246,350	250,662

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2	2.8
住民税均等割	1.0	1.0
評価性引当額	17.8	26.0
税率変更による期末繰延税金資産の修正	3.5	0.2
試験研究費の税額控除	-	2.2
その他	1.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.7	6.2

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	1,334,423	6,851	-	78,955	1,262,319	2,421,762
	構築物	62,414	-	-	6,509	55,905	316,247
	機械及び装置	114,403	-	0	16,803	97,599	242,554
	車両及び運搬具	193	-	-	64	129	2,513
	工具、器具及び備品	52,147	8,684	178	28,016	32,638	679,732
	土地	781,479	-	-	-	781,479	-
	リース資産	45,354	10,064	-	14,662	40,757	73,028
	建設仮勘定	-	2,409	-	-	2,409	-
	計	2,390,417	28,010	178	145,011	2,273,238	3,735,838
無形固定資産	ソフトウェア	22,883	1,980	-	9,401	15,462	-
	その他	3,452	2,000	-	250	5,202	-
	計	26,336	3,980	-	9,651	20,665	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	132,951	128,428	132,951	128,428

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行く。 (公告掲載URL <a href="http://www.takatori-g.co.jp">http://www.takatori-g.co.jp</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第60期）（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）平成28年12月26日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年12月26日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第61期第1四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月13日近畿財務局長に提出

（第61期第2四半期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）平成29年5月12日近畿財務局長に提出

（第61期第3四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月9日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年12月27日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年8月7日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月20日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

### 暁監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 松島 秀典 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 織田 成人 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトリ及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカトリの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社タカトリが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月20日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

### 暁監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 松島 秀典 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 織田 成人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトリの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。